

学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要

平成 29 年 3 月 31 日に告示された新学習指導要領への円滑な移行を図るため、同年 7 月 7 日に移行措置が告示された。移行期間の方針は以下の二点である。

- ①小学校、中学校ではそれぞれの移行期間において、内容の欠落が生じないように一部を加えて指導する。
- ②前項①の対応を要しない場合は、新学習指導要領の趣旨を踏まえて指導する。

本稿では、①に焦点を当て、小学校、中学校に分けてその概要をまとめ、解説する。

① 小学校の移行措置の概要

小学校は、平成 30 年度、31 年度を移行期間とし、32 年度から完全実施となる。指導内容や指導する学年の変更などのある教科は、国語、社会、算数、理科の 4 教科である。また、外国語活動は、新学習指導要領の外国語活動（第 3・4 学年）及び外国語科（第 5・6 学年）の内容の一部を加えて必ず取り扱わなければならない。これら以外の教科（生活、音楽、図工、家庭、体育）は「新学習指導要領によることができる」としている。道徳は 30 年度から実施する。

外国語活動の実施のため、移行期間の外国語活動の授業時数及び総授業時数は本ページ下表の値が標準として示され、第 3～6 学年ではそれぞれ新たに年間 15 単位時間（1 単位時間は 45 分）を増やして対応することとなった。使用する新たな教材は第 3・4 学年用、第 5・6 学年用のいずれも 29 年度内に配布される。

なお、外国語活動の実施のために特に必要がある場合、年間総授業時数及び総合的な学習の授業時数の中から 15 単位時間を上限として充当することができるとしている。

② 中学校の移行措置の概要

中学校は、平成 30 年度、31 年度、32 年度の 3 年間を移行期間とし、33 年度から完全実施となる。指導内容や指導する学年の変更などのある教科は、国語、社会、数学、理科、保健体育の 5 教科である。これら以外の教科（音楽、美術、技術・家庭、外国語）は「新学習指導要領によることができる」としている。道徳は 31 年度から実施する。

なお、中学校での外国語科については、小学校の移行の内容に十分配慮してスムーズな接続を図るとともに、新たに追加された内容を計画的に指導することが求められている。

小学校 移行期間の外国語活動の標準授業時数と総授業時数

区分	第 3 学年	第 4 学年	第 5 学年	第 6 学年
外国語活動の授業時数	15	15	50	50
総授業時数（現行）	960（945）	995（980）	995（980）	995（980）